

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する  
特定事業の選定

令和4年10月11日

富田林市



## 第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する特定事業の選定

富田林市（以下「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、「第三期富田林市浄化槽整備推進事業」（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 4 年 9 月 14 日に公表した。

この度、PFI 法第 7 条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

令和 4 年 10 月 11 日

大阪府富田林市長 吉村 善美

### 1 事業概要

本事業は、PFI 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 事業者」という。）が市と事業契約を締結し実施する事業（以下「PFI 事業」という。）であり、その概要は次のとおりである。

#### 1.1 事業名

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業

#### 1.2 事業の実施場所

「富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する条例」第 3 条第 1 項に規定する地域（以下「浄化槽整備区域」という。）

#### 1.3 事業の内容

- ① 本事業における浄化槽整備区域内において、富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する条例第 2 条に規定する公共浄化槽について、概ね 350 基の設置を実施。
- ② 本事業で設置する公共浄化槽と、本事業開始までに浄化槽整備区域内に設置された浄化槽のうち、市が寄附を受けた公共浄化槽の保守管理及び関連機器の補修・更新等（清掃及び汚泥の収集運搬は除く。以下「保守管理業務」という。）の実施。

#### 1.4 事業期間等

- ① 事業期間は事業契約成立後から令和 15 年 3 月までとする。PFI 事業者は、この期間に、浄化槽の設置業務及び保守管理業務を実施する。
- ② 事業期間終了後は、本事業とは別の事業として実施する。

#### 1.5 事業方式

本事業は、浄化槽整備区域内において、PFI 事業者が公共浄化槽を設置し、完成後、市が当該公共浄化槽を買い取り、PFI 事業者が事業期間中における保守管理業務を遂行する方式（以下「BTO 方式」という。）により実施する。

## 1.6 施設の技術基準

本事業で設置する公共浄化槽は、浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するとともに、第一期及び第二期事業で採用している公共浄化槽と同等以上の処理性能、維持管理作業性及び施工性等の機能を有する浄化槽を原則とする。

### ① 処理性能

- ・処理水質 BOD10mg/L 以下、T - N10mg/L 以下及び SS10mg/L 以下
- ・流入調整量 300L 以上
- ・濾過槽全量引抜自動洗浄

### ② 維持管理作業性

- ・ブロワ 1 台（省エネ基準対応）

### ③ 施工性等

- ・支柱レス対応（2 t 以下）
- ・放流ポンプ対応型（一体型）を有する。

公共浄化槽設置業務及び保守管理業務に関する技術基準は、国、大阪府及び富田林市の技術基準を満足するものとする。

## 2 評価内容

本事業を市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合について、定量的評価及び定性的評価の二つの方法を用いた比較により、特定事業の選定における客観的評価を行った。

### 2.1 コスト算出による定量的評価

#### (1) 算出に当たっての前提条件

本事業を市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合とにおいて、市の財政負担額の比較を行うために設定した主要な前提条件は次のとおりである。

項目	市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
事業期間	10 年間	同左
設置費単価	市で試算した額	PFI 方式の効果を考慮した額
維持管理費単価	市で試算した額	PFI 方式の効果を考慮した額
職員配置(間接費)	最大 2.1 人を配置	最大 0.8 人を配置
起債償還	下水道事業債:30 年償還(5 年据置)、年利率 2.0%	同左
リスク	算入しない	同左
浄化槽設置分担金	富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する条例で定める額	同左
使用料	富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する条例で定める額	同左
現在価値割引率	2.0%	同左

コスト計算期間	40年間(令和5~44年度)	同左
---------	----------------	----

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、本事業に応募する者の提案内容を制約するものではない。

## (2) 算出方法及び評価の結果

前述の前提条件を基に、本事業を市が自ら実施する場合の財政負担額と PFI 事業として実施する場合の財政負担額とを現在割引価値で比較した結果は、次のとおりである。

項目	金額(現在価値)
市が自ら実施する場合	金 2,260 百万円
PFI 事業として実施する場合	金 1,917 百万円
財政負担削減額	金 343 百万円

この結果、本事業を PFI 事業として実施する場合、起債償還が完了するまでの40年間における市の財政負担額が、市が自ら実施する場合と比較して、約343百万円削減されるものと見込まれる。

## (3) PFI 事業者に移転されるリスクの検討

本事業に投資した費用とその効果（以下「VFM」という。）の算定に当たっては、本事業におけるリスクを定量化し、市の財政負担の見込額に加算することが望ましいが、本事業は国庫補助事業であること、単年度毎に浄化槽の所有権を PFI 事業者から市へ移転する BTO 方式であることから、リスク移転相当分は算入しないものとした。

## 2.2 PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、民間資金、PFI 事業者の経営能力、技術的能力等の活用により、次のような効果が見込まれる。

### (1) 効率的な事業運営

市が直営で公共浄化槽整備推進事業を実施する場合、設置・保守管理に伴う事務作業（特に設置に係る事務作業）に2人程度の人員を要することになり、職員の体制を確保することは、時間及び費用等から困難である。一方、民間事業者に委託した場合、市が行う事務作業は大幅に軽減され、現行の職員体制にて十分に対応することが可能である。

また、民間事業者による浄化槽の設置勧奨の取組や、宅内の排水設備工事等の付帯工事も含めた民間ならではのサービス展開による申込件数の増加も期待でき、公共浄化槽整備推進事業は、民間事業者を活用することによって効率的な事業運営が可能となる。

### (2) 整備事業の早期完了

市が直営で公共浄化槽整備推進事業を実施する事業方式では、限られた職員数のもとで他の業務も併せて処理するなか、複数の設置工事を一括発注するなどして業務の効率化を図ったとしても、工事完了までには長期間を要することになる。

これに対して PFI 方式では、民間事業者の主体的かつ積極的な活動により、申請に応じた迅速な手続きが可能な機動性を発揮して多数の工事を短期間で効率的に実施すること、申請者の要求に応じて個々に設置時期の調整が可能な柔軟性を活かした住民サービスを提供することも期待できる。

特に、効率的な工事の実施は、事業の早期完了と水質保全効果の早期発現に寄与するものとしても期待できる。

### (3) 住民サービスの向上

住民が公共浄化槽の設置を早期に希望する場合、あるいは住民個々の状況に対応した工事を要望された場合、さらには突発的な故障等に対する補修が必要な場合についても、関連業者間の連携やトイレ等の排水設備等も含めた民間事業者の機動性や柔軟性を活かした住民サービスの向上が期待できる。

### (4) 水質改善効果

公共浄化槽の整備が早期に実現し、生活排水の適正な処理による汚濁負荷の低減を図ることによって、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の確保といった効果が期待できる。

### (5) 地域の活性化

PFI 法の枠組みを利用し、公共浄化槽の整備に関わる行政事務を大幅に民間委託することで行政側の事務作業が民間側に移転される。また、市が直営で実施するよりも PFI 方式を導入することによって設置基数が増大することも見込まれる。さらに公共浄化槽の設置等に伴い便所の水洗化や家屋の水回り等の改造工事等も合わせて増加することとなる。このように公共浄化槽だけでなく、付帯する排水設備工事の増加や住宅のリフォーム等の誘発等も想定されるため、公共浄化槽の施工業者だけでなく関連企業に対する需要が拡大し、新たな雇用や企業業績の向上など地域経済の活性も期待できる。

## 2.3 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約 343 百万円の市財政負担額軽減の達成が見込まれる。

また、定量化できない整備事業の促進を含めた事業の効率化、住民サービスの向上、公共用水域の水質改善の早期実現及び地域経済の活性化等、多くの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条の規定に基づく特定事業として選定する。